

律第 139号) 第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと (1 の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと) を知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として (訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第62号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第87条第 1 項の規定により県営下邑地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 13 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営下邑地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 5 年 2 月 13 日から

令和 5 年 3 月 14 日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画 (以下「計画」という。) については、土地改良法第 87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第 139号) 第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと (1 の

審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第63号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営吉原用水地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営吉原用水地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年2月13日から

令和5年3月14日まで

3 縦覧の場所

立山町役場

教示

- この土地改良事業計画(以下「計画」という。)については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を

知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第64号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営寺島地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営寺島地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年2月13日から

令和5年3月14日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟におい

て富山県を代表する者は、富山県知事となります。) 、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第65号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営盛新地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営盛新地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年2月13日から

令和5年3月14日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。） 、この計画の取消しの訴え

を提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第66号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営東石黒北部2期地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営東石黒北部2期地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年2月13日から

令和5年3月14日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起

算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第67号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営遊部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営遊部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年2月13日から

令和5年3月14日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができま

せん。